

お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課
朝日町ホームページ <https://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112
FAX 67-2117

朝日町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画のパブリックコメントを募集します

朝日町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定を進めております。この計画は、高齢者が住み慣れた地域で、自立して健やかに安心して暮らせるようするための指針を定めるものです。この計画案を公表するとともに、町民の皆様から広く意見をいただきたく、パブリックコメントを募集します。

▶募集期間

3月1日（金）～3月15日（金）

▶閲覧方法

- ①町ホームページ
- ②役場1階健康福祉課
- ③西・北部公民館

▶意見できる方

町内に住所を有する方
町内に事務所・事業所を有する個人または法人、
そのほかの団体
本町に納税義務を有する方
パブリックコメントに係る事案に利害関係を有する方

▶公表資料



◀町ホームページ

▶意見の提出方法

所定の様式に必要事項を記入し、直接または郵送（3月15日（金）必着）、FAX、電子メールで提出してください。所定の様式は、役場健康福祉課、西・北部公民館に用意してあります。また、町ホームページからダウンロードすることもできます。

▶提出された意見の公表

提出された意見は、意見に対する町の考え方とともに、後日、町ホームページなどで公表します。ただし、提出された方の個人情報公表しません。個々の意見に対しての、直接回答はしませんので、あらかじめご了承ください。

▶問合せ先

〒990-1442 朝日町大字宮宿1115番地
健康福祉課 福祉係
☎67-2132 FAX 67-2117
Mail: fukushi@town.asahi.yamagata.jp

役場庁舎及び開発センターの改修工事のお知らせ

3月1日より本格的な役場庁舎及び開発センターの改修工事が始まります。それに伴い、建物の周囲に3月中旬から12月下旬まで、外部足場を設置します。玄関出入口につきましては、通常通り通行可能ですが、来庁者の安全確保のため、駐車場の一部が駐車不可となります。

町民の皆様にはご不便をおかけしますが、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

※改修工事の時期や場所に関しては、
随時お知らせしてまいります。

▶問合せ先

総務課 財務係 ☎67-2111

町営住宅入居者募集のお知らせ

名称	清水ハイツ	みなみハイツ	さゆりハイツ	蔵ハイツ大町
募集戸数	1戸	2戸	1戸	1戸
部屋番号	101号	A棟5号 B棟3号	B棟4号	A棟2号
所在	宮宿 758 番地 22	宮宿 1076 番地 9	宮宿 1104 番地	宮宿 1078 番地 3
家賃 ※1	18,400円～ 36,100円	21,200円～ 41,600円	23,800円～ 46,800円	38,800円～ 48,800円
共益費	2,000円	2,750円	2,750円	2,750円
駐車場 使用料	無料(1台)	無料(2台)	無料(2台)	無料(2台)
間取り	3DK	2LDK メゾネットタイプ	2LDK メゾネットタイプ	3LDK メゾネットタイプ
築年	昭和57年4月 (R1.7リフォーム済)	平成19年4月	平成26年10月	平成22年4月
所得要件 ※2	月額158,000円以下(条件により月額214,000円以下)			月額158,000円～ 487,000円

※1 所得により決定します

※2 政令による収入控除後の世帯の月額合計所得金額

▶募集期間

①3月11日(月)～3月25日(月)

②3月26日(火)～

※①の募集期間内に複数の申込みがあった場合は審査や抽選等により入居の決定を行います。

なお、①の期間内に申込者がいない場合は②の募集を行います。②の期間内は申込みがあれば終了しますので、希望される方は事前にお問い合わせ下さい。

▶受付時間

平日 午前9時～午後4時

▶受付場所

山形県住宅供給公社 西村山管理事務所(中郷ハイツ管理室)

▶申込方法

入居申込に必要な所要事項を記入の上、直接持参ください。

▶入居可能日

入居決定後、10日以内

▶申込資格

以下の条件を全て満たしている方

①住宅に困窮していること

②同居親族(婚姻予定者も含む)を有すること

(60歳以上や障がい者等の要件を満たせば単身でも入居可能です)

③納付すべき税や料金に滞納がないこと

④申込者または同居予定者が反社会的勢力者でないこと

▶備考

入居審査により決定します。また申込多数で、住宅困窮度や条件等が同等の場合は抽選となります。

募集要項及び申込み用紙等は、山形県住宅供給公社 西村山管理事務所に準備しています。

(町ホームページからもダウンロード可)



◀町ホームページ

▶問合せ先 山形県住宅供給公社 西村山管理事務所(中郷ハイツ管理室) ☎85-1831

令和5年度住民税均等割世帯への臨時特別給付金について

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、令和5年度住民税均等割世帯に対して、1世帯当たり10万円を支給します。

対象となる世帯には書類を送付します。

▶支給対象世帯

令和5年12月1日（基準日）において、朝日町に住民登録があり、世帯税員が令和5年度住民税均等割のみで構成される世帯。世帯全員の令和5年度「住民税が非課税」の世帯、または令和5年度住民税均等割のみの課税者と均等割非課税者で構成されている世帯。

※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く

▶支給額

1世帯当たり 10万円

▶手続きについて

○「確認書」が届いた方へ

口座番号や世帯主指名等必要事項を記載し、本人確認書類の写し及び通帳の写しを添付し提出をお願いします。

○「申請書」が届いた方へ

令和5年1月1日以降に他市町から転入された方は、住民税課税証明書、振込口座の写し及び通帳の写しの提出が必要です。

▶提出期限

3月29日（金）まで

▶申請・問合せ先

健康福祉課 福祉係

☎67-2132

国民年金の振替方法の変更について

3月1日から国民年金保険料の口座振替またはクレジットカード納付での前納について、年度の途中からまとめて振替できるようになります。

前納することで、国民年金保険料が割引されます。

詳細については、右記にお問合せください。

▶問合せ先

寒河江年金事務所 国民年金課

☎84-2551（自動音声案内5）

税務町民課 住民生活係

☎67-2119

3歳未満児を家庭で保育する世帯に応援金を交付します

3歳未満の乳幼児を家庭で保育する世帯に、経済的支援及び子どもとの愛着形成の深化を目的に応援金を交付します。

▶乳幼児の定義

町内に住所があり、現に居住している満7カ月から3歳に達してから最初の3月31日を迎えるまでの子ども

▶支援対象（全て該当する家庭）

- ①家庭で乳幼児を保育する保護者
- ②町内に住所があり、現に居住している
- ③対象の乳幼児と同居・監護し、生計を共にしている
- ④対象の乳幼児が保育施設等に入所していない

▶応援金の額等

①月額最大10,000円

②対象月：令和5年4月～令和6年3月分を交付予定

▶申請期限

振込先の口座が分かる通帳等を持参のうえ、3月22日までに申請してください。（申請書は下記担当課にあります）

▶問合せ先

健康福祉課 子育て支援係 ☎67-2156

20歳になったら国民年金

国民年金は、高齢になったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられています。

▶国民年金のポイント

◎将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◎老後のためだけのものではありません

国民年金には、高齢になったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。遺族年金は、加入者が亡くなった場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

▶学生納付特例制度

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

▶納付猶予制度

学生以外の50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

※保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受け取ることができない場合があります。また、保険料には学生納付特例制度、納付猶予制度のほか、免除制度がありますので、国民年金の相談や手続きは、下記へお問い合わせください。

▶問合せ先

寒河江年金事務所 国民年金課

☎84-2551（自動音声案内 5）

税務町民課 住民生活係

☎67-2119

高齢者肺炎球菌予防接種はお済ですか？

これまで経過措置として65歳から100歳までの5歳きざみの年齢の方を対象とし接種を実施していましたが、3月末でこの経過措置が終了します。

今年度、定期接種の対象者で接種を希望される方はこの機会を逃さないようにしましょう。これまで肺炎球菌予防接種を受けた方は対象となりませんのでご注意ください。

▶接種期間

3月31日（日）まで

▶接種方法

希望する医療機関に電話予約

▶助成額

4,000円

▶対象者

年齢	対象生年月日
65歳	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日
70歳	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日
75歳	昭和23年4月2日～昭和24年4月1日
80歳	昭和18年4月2日～昭和19年4月1日
85歳	昭和13年4月2日～昭和14年4月1日
90歳	昭和8年4月2日～昭和9年4月1日
95歳	昭和3年4月2日～昭和4年4月1日
100歳	大正12年4月2日～大正13年4月1日

※60歳以上65歳未満で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がい（身体障害者1級相当）も対象

▶問合せ先

健康福祉課 保健医療係 ☎67-2116